

障害者（児）補助金

〔有田川町障害者施設通所交通費助成金〕

在宅の障害者の方が障害者支援施設などに通所するために要する費用を助成する制度です。

●対象者

- ・通所距離が2 kmを超える方で公共交通機関を利用し、通所している方
 - ・申請者および申請者と同一の世帯員が町税を滞納していない方
- ※他の制度で交通費の補助を受けている方は対象になりません。

〔有田川町障害児通所施設遠距離通所補助金〕

有田川町内外の障害児通所施設（特別支援学校幼稚部、児童発達支援事業所など）に通う児童の保護者の負担の軽減を図るための補助金です。

●対象者

- ・有田川町内外の障害児通所施設に通所（施設の開所日数の半分以上通所）している児童の保護者で、自宅からの距離が4 kmを超える方
 - ・申請者および申請者と同一の世帯員が町税を滞納していない方
- ※施設の送迎サービスを受けることができる方は対象になりません。

※令和4年度（2022年度）、すでに申請している方については、申請は不要です。

問 やすらぎ福祉課（金屋庁舎）

福祉タクシー利用料金助成

有田川町では町内在住の重度障害者の方に対し、社会参加と福祉向上を図ることを目的とし「タクシー利用料金助成制度」を設けています。福祉タクシー券を交付することで、タクシーの基本料金相当額を助成します。

ご利用を希望される方は申請受付場所で申請してください。

●対象者／当町に住民登録されており、次のいずれかの手帳をお持ちの方

- ①身体障害者手帳 1級・2級
- ②療育手帳 A1・A2
- ③精神障害者保健福祉手帳 1級

●交付枚数／年間最大24枚

※年度途中での手帳取得や喪失などにより枚数が変わります。

●利用できるタクシー会社／町が指定する事業所

●利用できる期間／令和5年（2023年）3月31日まで

●申請に必要なもの／対象となる障害者手帳・印鑑

●申請受付場所

- ・やすらぎ福祉課（金屋庁舎）
- ・住民課（吉備庁舎）
- ・清水行政局住民福祉室

問 やすらぎ福祉課（金屋庁舎）

下水道

農業集落排水・簡易排水の使用人数が変更になったら

農業集落排水および簡易排水をご利用の方で、次の理由などで使用人数が増減があった場合は届け出てください。

●農業集落排水事業実施地区（地区名）

- ①田殿地区（田口、大谷、井口、賢、船坂、出）の一部
- ②吉見地区
- ③熊井・奥地区
- ④吉原地区

●簡易排水処理事業実施地区（地区名）

栗林地区

●増減理由の例

- ・出生、死亡によるもの
- ・婚姻などによるもの
- ・就学、就労などに伴う転居によるもの
- ・施設入所などによるもの

問 下水道課

合併処理浄化槽設置費補助金

生活排水による公共用水域の水汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置する方へ補助金を交付しています。

●補助対象区域／公共下水道区域・農業集落排水区域・簡易排水区域を除く区域

●申請受付期間／11月11日（金）まで

※必ず浄化槽の設置工事に着手する前に申請してください。

※予算の範囲内で補助金を交付します。予算に達し次第終了します。

●補助金の上限額

- ・5人槽／43万2000円
- ・7人槽／53万8000円
- ・8人槽以上／71万2000円

●補助金受給要件

- ・有田川町に住民登録していること
- ・または工事後に移住する者であること
- ・個人住宅であること（店舗併用住宅は条件により含む）

・令和5年（2023年）3月末までに設置工事を完了し、補助金に係る必要書類を提出できること

・各町税を完納していること

※他にも諸条件あり

問 下水道課